

鳥取県告示第三百二十号

昭和三十七年三月三日付けで鳥取県郡国府町から申請のめつた土地改良事業計画（宮ノ下地区かんがい排水）については、審査の結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において適用する同法第八條第四項の規定に基づき、

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日時 昭和三十七年六月七日 午前十一時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会会議室

目次

- ◇告示 漁業監督吏員の任命
- 漁船立入検査証票の交付
- 道路位置の指定
- ” 土地の公用廃止
- ” 教育職員免許状の授与
- ” 保険医療機関及び薬局の指定
- ” 昭和三十七年度検定供用繻抽出場所
- ” 理容師試験及び美容師試験の合格者

告示

鳥取県告示第三百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命し

任命

漁業監督吏員	氏名	職名	勤務所	任命年月日及び証票交付年月日
証番号	三一	佐竹 嘉泰	水産技師 農林部水産課	昭和三十一年五月一日

鳥取県告示第三百二十二号

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二十八条の規定による漁船立入検査証票を次のように交付した。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

交付

漁船立入検査証番号	氏名	職名	勤務所	交付年月日
一五	円山 勝二	水産技師	境港 水産事務所	昭和三十一年五月二十二日

鳥取県告示第三百二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
七年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条
の規定により告示する。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人 鳥取市田島字大森前一九〇番の一
住所氏名 道路の位置の指定場所 道路幅員
及び延長

鳥取市東品	一九五番	幅員	四、
治町一〇番	一九六番の一	幅員	四、
地の一〇番	一九九番の一	幅員	四、
山崎 季治	一九七番	延長	一一二、
	一九四番	延長	一一二、
	一九二番一		米〇

鳥取県告示第三百二十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
七年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条
の規定により告示する。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の 鳥取市片原
住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員
及び延長

鳥取市片原	一四一番地の六	幅員	四、
町二丁目一	一四三番地の一	幅員	四、
〇九	一四四番地の一	延長	八二、
田中 宜二	一五二番地の三		米〇

鳥取県告示第三百二十五号

次の土地は、昭和三十七年六月八日から公用を廃止し

鳥取県告示第三百二十六号

次の土地は、昭和三十七年六月八日から公用を廃止し

地の一〇番	一九九番の一	幅員	四、
山崎 季治	一九九番の三	延長	一一二、
	一九四番	延長	一一二、
	一九二番一		米〇

鳥取市片原
町二丁目一
〇九
田中 宜二

鳥取市片原
町二丁目一
〇九
田中 宜二

田中 宜二	一四一番地の六	幅員	四、
	一四三番地の一	幅員	四、
	一四四番地の一	延長	八二、
	一五二番地の三		米〇

鳥取県告示第三百二十六号

次の土地は、昭和三十七年六月八日から公用を廃止し

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人 鳥取市田島字大森前一九〇番の一
住所氏名 道路の位置の指定場所 道路幅員
及び延長

鳥取県告示第三百二十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第
五条第三項の規定に基づき、次の者に教育職員免許状を
授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

八頭郡智頭町大字智頭字吉ヶ原六
九〇ノ二地先 用水路 一坪六合六寸

免状の種類	番号	氏名	本籍地	授与年月日
幼稚園助教諭免許状	昭三七幼助第一号	美沢 翠	鳥取市円護寺三二五	昭和三十七年四月二十六日

鳥取県告示第三百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び薬
局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並
びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十
二年政令第八十七号）第二条の規定により告示す
る。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採点表用 点数表
保険医療機関又は保険薬局	八頭郡船岡町船岡五八七	昭夫	内科、小児科、放射線科	昭和三七、四、一	乙表の二
瀬川 〃 大医出張所	〃 〃 殿 三六八	昭夫	〃	〃	〃
原 病院	〃 河原町長瀬大月七四の九	茂通	内科、小児科	四、二	〃
日南町国民健康保険 日南病院	日野郡日南町生山五二の三	木下 太郎	内科、外科、婦人科	四、一	甲表
医療法人章仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	仁会理事長 岸田 尊蔵	内科、放射線科	四、二	乙表の二
綾産婦人科医院	鳥取市川外大工町三一	延明	産婦人科	五、一二	〃
岸 医院	八頭郡河原町河原四八	良尚	内科、外科、産婦人科	四、一	〃
西村歯科医院	米子市西町二	西村千代子	歯科	〃	〃
上林 薬局	東伯郡赤碕町西仲町	上林貞太郎	〃	五、一二	〃
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町三七三八の一四	代表者 谷口 明春	〃	〃	〃
進藤泰祥堂	〃 東岩倉町二二七五	進藤 花子	〃	〃	〃
池本 薬局	東伯郡赤碕町赤碕一五四七	池本 四郎	〃	〃	〃
吉田一福堂駅前薬局	鳥取市東品治町三八八	吉田 太一	〃	〃	〃

供用瀬抽出場所を次のように指定する。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
検定供用瀬抽出場所

昭和三十七年度一回理容師、美容師試験合格者
鳥取県知事 石 破 二 朗
理容師 受検番号 氏 名 受検番号 氏 名

三条の五第三項の規定に基づき、昭和三十七年度一回理容師、美容師試験合格者の供用瀬抽出場所を次のように指定する。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
検定供用瀬抽出場所

名称	所在地	代表者
上林 薬局	東伯郡赤碕町西仲町	上林貞太郎
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町三七三八の一四	代表者 谷口 明春
進藤泰祥堂	〃 東岩倉町二二七五	進藤 花子
池本 薬局	東伯郡赤碕町赤碕一五四七	池本 四郎
吉田一福堂駅前薬局	鳥取市東品治町三八八	吉田 太一

公 告

昭和三十七年五月十四日及び五月二十一日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおり

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
一	遠藤 公枝	二	浜田 久枝
三	鈴木 英雄	四	谷口 実司
五	石田 明美	六	矢口 誠
七	浅井すみ子	八	山根 博美
九	岸本 栄子	十	河波 裕子
十一	矢野美智子	十二	進木 良子
十三	小林 暢夫	十四	谷口 美人
十五	浦川 恵子	十六	藤 則子
十七	田淵寿美子	十八	赤江 恵子
十九	出垣 彰子	二十	栉井 和道
二十一	吉川喜美子	二十二	曾田美智枝
二十三	柳沢 和子	二十四	山内 正広

昭和三十七年度一回理容師、美容師試験合格者

二十五	今井 捷佑	二十六	山城 美広
二十七	木島 頼三	二十八	田中千代野
二十九	都宮 正行	三十	垣屋 勝彦
三十一	田淵 里子	三十二	初鹿野充子
三十三	多田 幸代	三十四	林 繁年
三十五	初田 寿子	三十六	長戸 輝幸
三十七	前田 正子	三十八	上田 寛
三十九	中西 明子	四十	敦賀 幸枝
四十一	岩崎 和美	四十二	堀家 真弓
四十三	徳山 芳江	四十四	樋口 幸枝
四十五	木戸脇君子	四十六	鍋島 正子
以上四十六名			

九	内田 絹子	十	重近千鶴代
十一	大江倭文子	十二	松本 恵子
十三	横山 弘子	十四	船越万亀恵
十五	安田 幸子	十六	西山 品子
十七	松本 幸子	十八	松田寿美江
十九	奥谷マス子	二十	竹田 敦子
二十一	大坪久美代	二十二	下谷 俊子
二十三	井筒たきえ	二十四	中尾 勝江
二十五	米山 照子	二十六	田中美津江
二十七	獅子 洋子	二十八	山根 弘子
二十九	山本 保江	三十	松田 和子
三十一	手島 昌子	以上三十一名	

美容師

受験番号

氏名

受験番号

氏名

一 木岡 静子
二 坂藤 英子
三 立木 蘭子
四 田中 悦子

目次
土地改良事業計画書の縦覧
土地改良区の役員の変更及び変更

縦覧に供すべき書類の名称
泉宮天神野用水改良事業計画書

昭和二十七年六月二十日から七月二日まで